

朝日町議会議員選挙

## 選挙公営（公費負担）の手引

選挙運動用自動車

- ・ハイヤー、タクシー方式
- ・個別契約方式

選挙運動用ポスター

選挙運動用ビラ

朝日町選挙管理委員会

（令和5年3月17日版）

## はじめに

この手引は、朝日町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の選挙公営（公費負担）を受ける場合の手続について記述したものです。

- 注 1 この公費負担経費は、候補者が供託物を朝日町に没収された場合には請求することができませんのでご注意ください。
- 2 公費負担分の費用の請求は、5月8日（月）までに提出してください。

## 目次

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	手続と時期	2
5	公費負担の限度額	3
6	選挙公営手続図	5
7	諸手続	6
	【1】契約締結と契約届出	6
	【2】確認申請	6
	【3】使用証明書・作成証明書の交付	6
	【4】費用の請求	7
	【5】事前審査・各種届出書類の提出日時	8
◆	選挙運動用自動車(ハイヤー・タクシー)の諸手続について	9
◆	選挙運動用自動車の借入れ(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	11
◆	選挙運動用自動車の燃料代(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	13
◆	選挙運動用自動車の運転手(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	15
◆	選挙運動用ビラの作成の諸手続について	17
◆	選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	19

## 1 公費負担制度とは

この制度は、朝日町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ビラの作成」並びに「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、朝日町が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

## 2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、朝日町の条例及び公職選挙法で上限額等に基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

## 3 対象となる候補者

この公費負担制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担になります。

### ◆朝日町議会議員選挙における供託物没収点

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数 (12)}} \times \frac{1}{10}$$

### ◆朝日町長選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$$

## 4 手続と時期(各項目共通)

### 【1】告示日前にできること

- (1) 有償契約の締結(及び履行) (候補者と業者等)

### 【2】告示日から選挙期日(遅くとも)まで

- (1) 契約の届出 (候補者→町選管)

- ・提出書類 各項目の「契約届出書」
- ・添付書類 各項目の「契約書の写し」

- (2) 「(作成数等) 確認申請書」の提出 (候補者→町選管)

公費負担の対象となるためには、町選管に作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

※「一般運送契約(ハイヤー方式)」、「車の借入れ」又は「運転手の雇用」の場合は必要ありません。

- ・提出書類 各項目の「確認申請書」

- (3) 「(作成数等) 確認書」の交付 (町選管→候補者)

※(2)の確認申請書が提出された場合、速やかに交付いたします。

- (4) 「(作成数等) 確認書」を業者に提出 (候補者→業者等)

※(3)の町選管から交付された確認書を業者に提出

- (5) 「作成(使用)証明書」を業者に提出 (候補者→業者等)

※履行後に実績を確認のうえ証明

### 【3】選挙期日後

- (1) 「請求書」の提出 (業者等→町選管)

- ・提出書類 各項目の「請求書」
- ・添付書類 各項目の「請求内訳書」  
各項目の「作成(使用)証明書」  
各項目の「(作成数等) 確認書」

※「一般運送契約(ハイヤー方式)」、「車の借入れ」又は「運転手の雇用」の場合は不要

- (2) 支払い (町選管→業者等)

請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。

順番に手続きをいたしますので、多少お時間がかかりますが、ご了承ください。

## 5 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	公費負担限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 ※ (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計 (1日につき1台に限る)	各日について 64,500円 5日間合計 <b>322,500円</b>	「1の契約」と「2の契約」は選択	
	上記1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計 (1日につき1台に限る)		各日について 16,100円 5日間合計 <b>80,500円</b>
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (確認を受けた金額)		7,700円 ×選挙運動の日数 5日間合計 <b>38,500円</b>
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日につき1人に限る)		各日について 12,500円 5日間合計 <b>62,500円</b>

※「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）」とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

※無投票の場合、選挙運動用自動車は、告示日1日分のみが対象となります。

### (2) 選挙運動用ビラの作成

選挙区分	公費負担の対象	作成単価の上限	作成枚数の上限
町議会議員選挙	(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭 …①	(議員) 1,600枚…②

【例1】町議会議員選挙運動用ビラ 2,000 枚の作成を 8,000 円で契約した場合

- 1枚当たりの作成単価は、8,000円÷2,000枚=4円になります。  
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、4円×1,600枚=6,400円が公費負担の対象となります。

【例2】町議会議員選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 11,200 円で契約した場合

- 1枚当たりの作成単価は、11,200円÷1,600枚=7円になります。  
この場合は、作成単価及び作成枚数が上限以下のため、7円×1,600枚=11,200円が公費負担の対象となります。

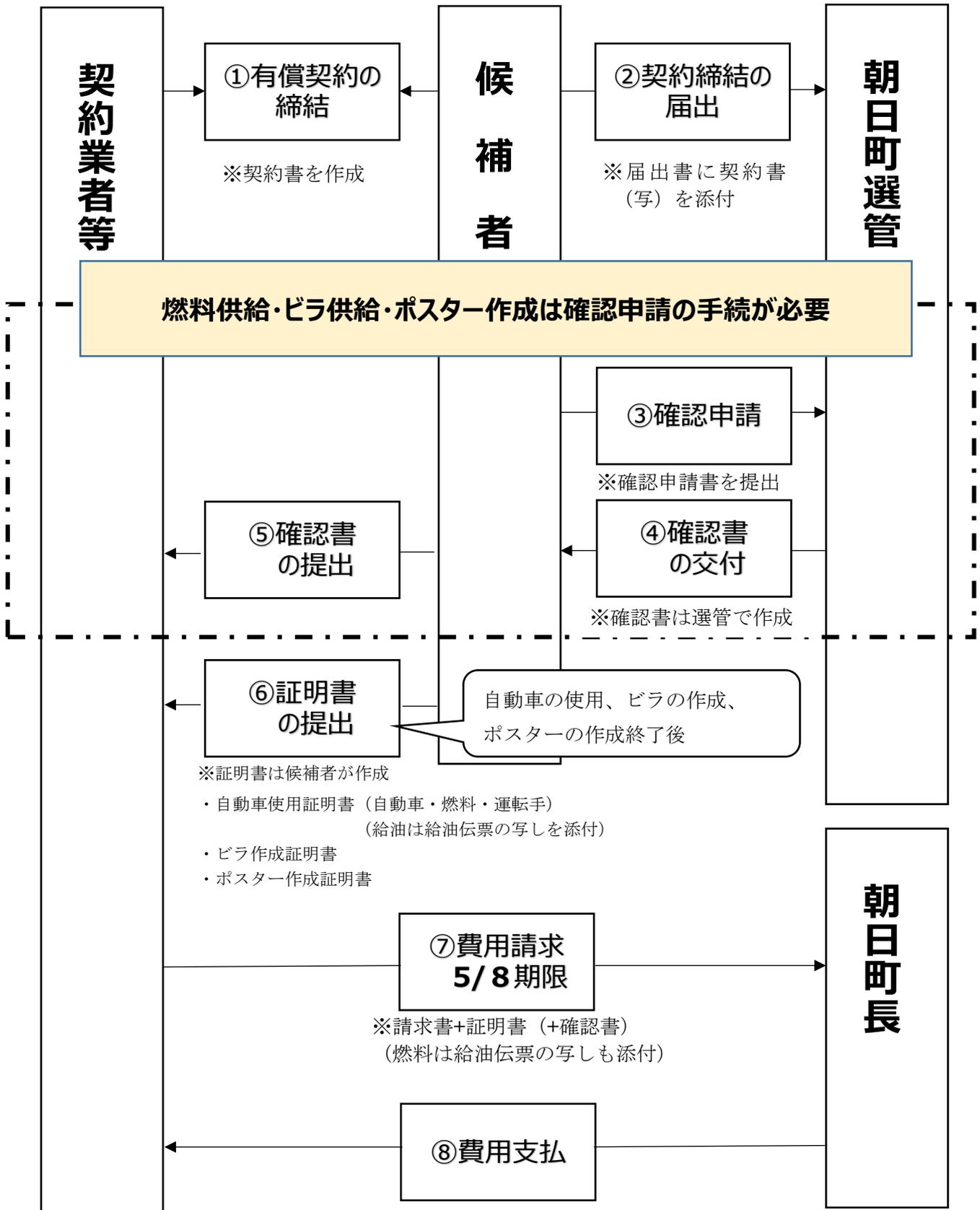
(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times 69\text{箇所} + 316,250\text{円}}{69\text{箇所 (ポスター掲示場数)}}$ $= 5,125\text{円} \dots \text{①}$	71枚…②

【例】選挙運動用ポスター80枚の作成を150,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、150,000円÷80枚=1,875円となります。  
 この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、  
 1,875円×71枚=133,125円が公費負担の対象となります。この額を超える分  
 16,875円は候補者の負担となります。

## 6 選挙公営手続図



## 7 諸手続

### 【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届出先：朝日町選挙管理委員会
- (2) 届出期日：契約が立候補届出の前の場合…立候補届出の時（4/18 8：30～）  
契約が立候補届出の後の場合…契約締結後直ちに
- (3) 添付書類：各業者等との契約書の写し

#### ◆注意◆

- 1 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業として行うものに限ります。

### 【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合、確認申請が必要です。

- (1) 確認申請が必要なもの
  - ・選挙運動用自動車の燃料代 … 金額の制限範囲内であることの確認
  - ・選挙運動用ビラの作成 … 作成限度枚数の確認
  - ・選挙運動用ポスターの作成 … 作成限度枚数（掲示場数+2）の確認
- (2) 確認申請の方法
  - ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
  - ・確認申請書には、すでに確認を受けた（又は確認申請中の）金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
  - ・確認申請書は、契約履行後（4月18日以降）候補者又はその代理人が直接持参してください。
- (3) 確認申請書の提出先 朝日町選挙管理委員会
- (4) 確認書の交付
  - ・申請に基づき、選挙管理委員会から確認書を交付します。
  - ・交付を受けた確認書は、直ちに契約業者等に提出してください。
  - ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

### 【3】使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に

添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した契約業者等からの請求に基づき、朝日町選挙管理委員会から業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運搬事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）	①選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】 ③請求内訳書【様式第15号（別紙その1）】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】 ③請求内訳書【様式第15号（別紙その2）】
	燃料代	①選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】 ②選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第11号】 +給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ③請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】 ④請求内訳書【様式第15号（別紙その3）】
	運転手の報酬	①選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第12号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】 ③請求内訳書【様式第15号（別紙その4）】
選挙運動用ビラの作成		①選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】 ②選挙運動用ビラ作成証明書【様式第13号】 ③請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第16号】 ④請求内訳書【様式第16号（別紙その1）】
選挙運動用ポスターの作成		①選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】 ②選挙運動用ポスター作成証明書【様式第14号】 ③請求書（選挙運動用ポスター作成）【様式第17号】 ④請求内訳書【様式第17号（別紙その1）】

(2) 請求書の提出の際に注意

支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。

(3) 請求書の提出先

山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地

（総務課内）朝日町選挙管理委員会事務局

TEL：0237-67-2111 FAX：0237-67-2117

Email：soumu@town.asahi.yamagata.jp

(4) 請求期限

請求書は必要な添付書類を揃えて、5月8日（月）までに提出してください。

**【5】事前審査・各種届出書類の提出日時**

(1) 公営関係書類の事前審査

立候補届出受付事務を速やかに行うため、各種契約届出書及び確認申請書については、事前審査を行います。立候補届出書事前審査（4月12日（水））の際、併せてお持ちください。

(2) 各種届出書類の提出日時

選挙公営に関する各種届出は、告示日（4月18日（火））の午前8時30分から午後5時までの間に手続してください。会場は、朝日町役場3階会議室（朝日町大字宮宿1115番地）です。

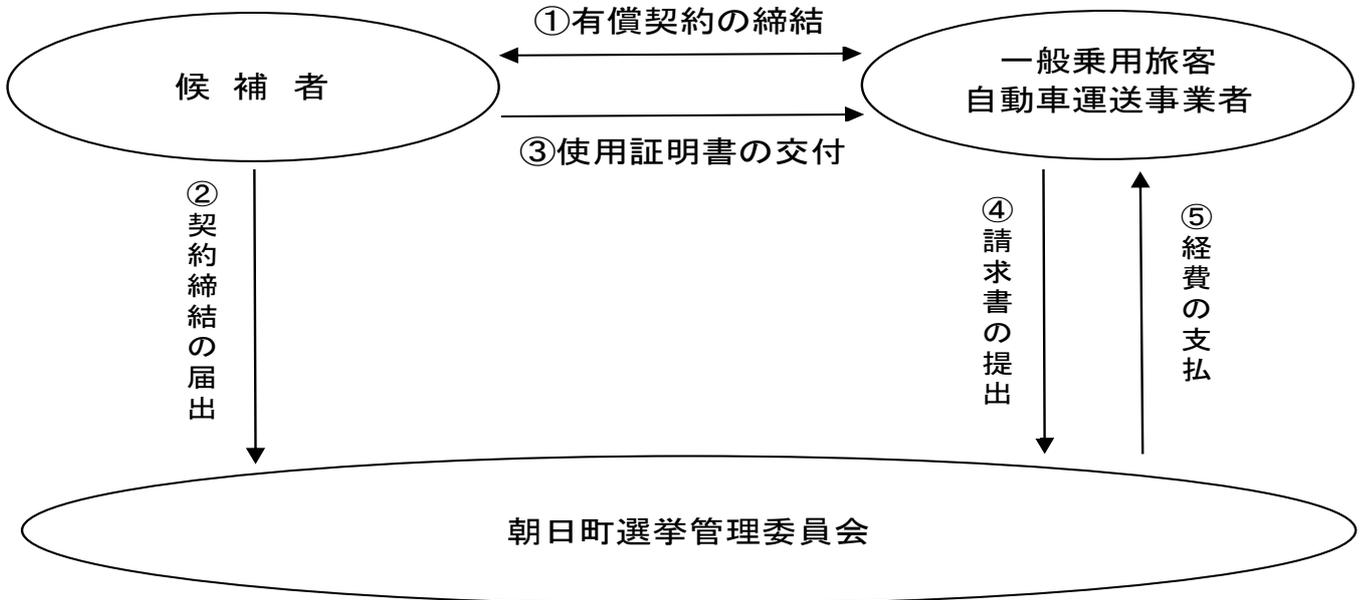
## 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
告示日 (4/18)	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	
支払請求時 (5/8まで)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙その1）】	

選挙運動用自動車の使用  
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)  
 ※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書の写し (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号(別紙その1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、朝日町選挙管理委員会で受け付けます。

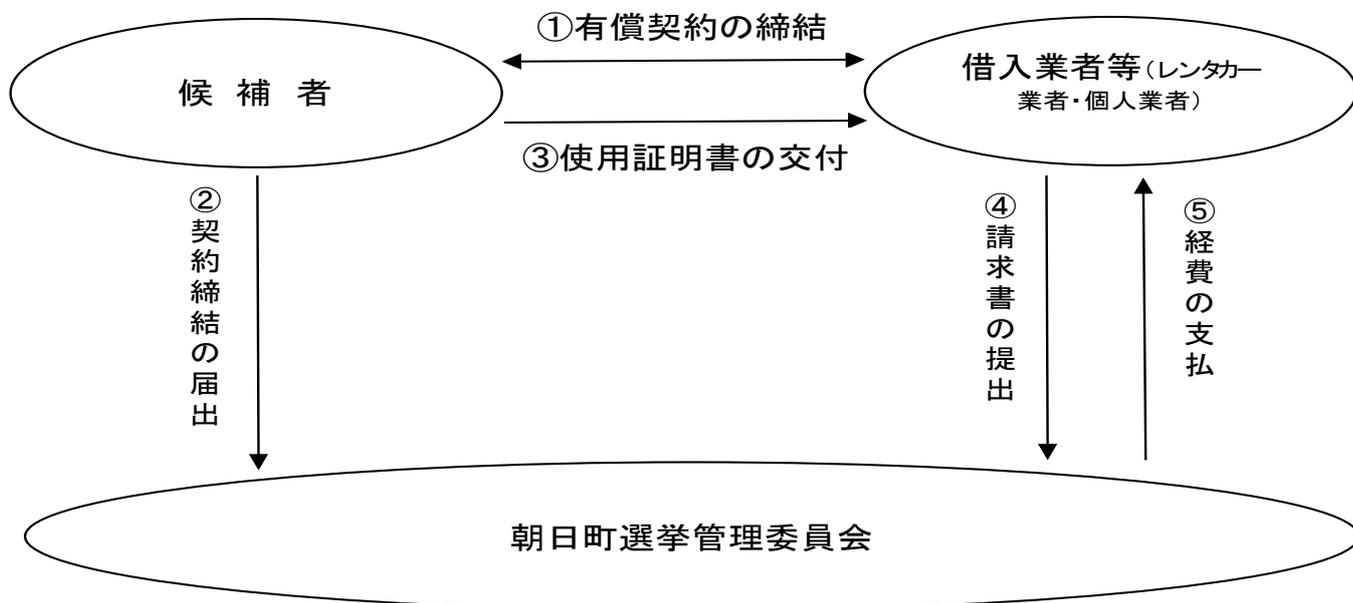
## 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
告示日 (4/18)	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
支払請求時 (5/8まで)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙その2）】	

選挙運動用自動車の使用  
 (自動車の借入れ)  
 ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書の写し (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書の 写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙その2)】	③の使用証明 書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、朝日町選挙管理委員会で受け付けます。

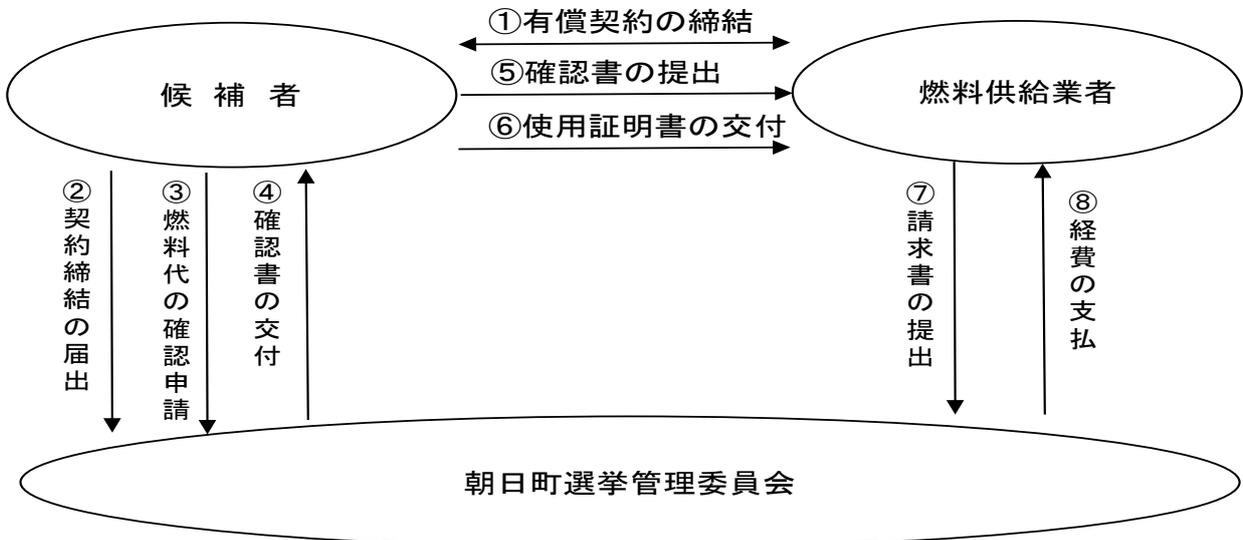
## 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
告示日 (4/18)	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	
契約履行後 (4/18以降)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
支払請求時 (5/8まで)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第11号】	
	給油伝票の写し（給油年月日、自動車のナンバー、 給油量、給油金額の分かるもの）	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙その3）】	

選挙運動用自動車の使用  
 ( 燃 料 代 )  
 ※ 個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書の写し (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙その3)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、朝日町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

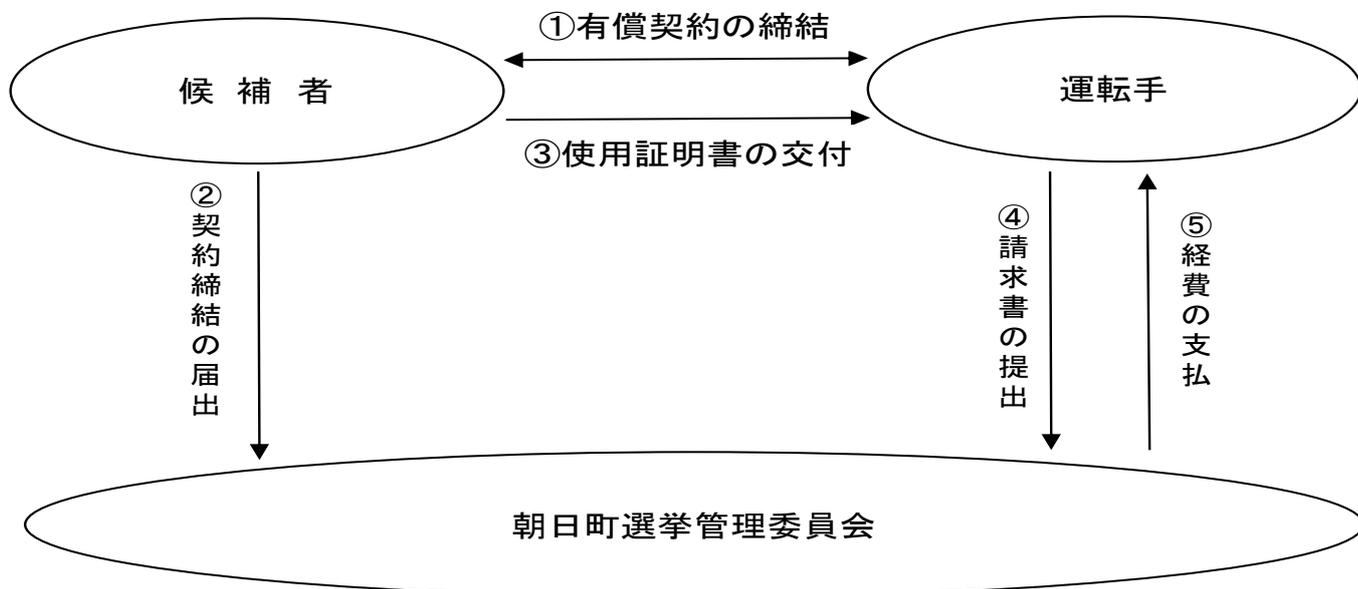
□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
告示日 (4/18)	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
支払請求時 (5/8まで)	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙その4）】	

選挙運動用自動車の使用

( 運転手の雇用 )

※ 個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転契約書の写し (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	①の契約書の 写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙その4)】	③の使用証明 書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ⑦の請求をすることはできません。

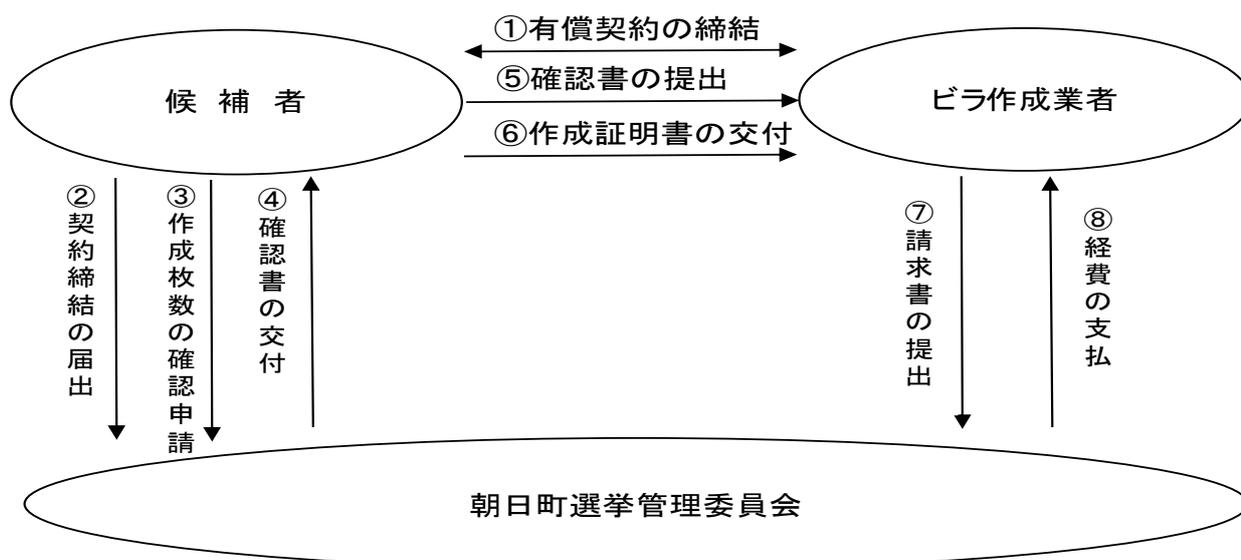
2 町長に対する上記の請求については、朝日町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用ビラの作成

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
告示日 (4/18)	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】	
契約履行後 (4/18以降)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	
支払請求時 (5/8まで)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 1 3 号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第 1 6 号】	
	請求内訳書（選挙運動用ビラ） 【様式第 1 6 号（別紙その 1）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書の写し (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (ビラ作成業者⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第16号】 請求内訳書(選挙運動用ビラ) 【様式第16号(別紙その1)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

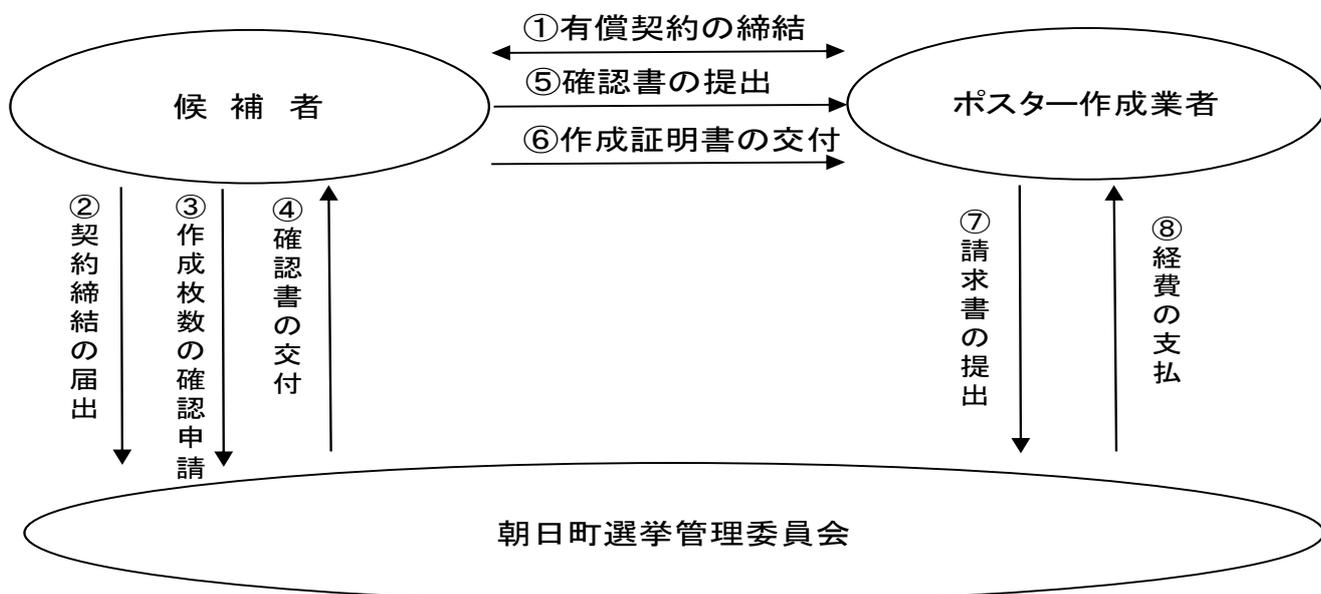
2 町長に対する上記の請求については、朝日町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用ポスターの作成

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
告示日 (4/18)	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成に関する契約届出書 【様式第3号】	
契約履行後 (4/18以降)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
支払請求時 (5/8まで)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
	請求書（選挙運動用ポスター作成） 【様式第17号】	
	請求内訳書（選挙運動用ポスター） 【様式第17号（別紙その1）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書の写し (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成に関する契約届出書 【様式第3号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第17号】 請求内訳書(選挙運動用ポスター) 【様式第17号(別紙その1)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、朝日町選挙管理委員会で受け付けます。